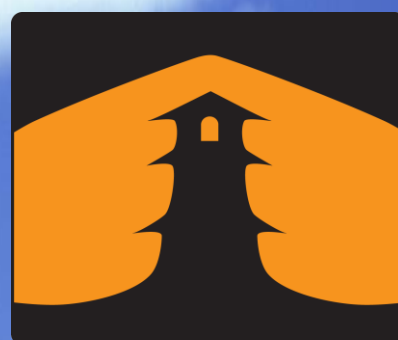


川越市シンボルマーク

《使用ガイドライン》



川越市シンボルマーク



時が人を結ぶまち川越

川越市シンボルマーク



川 越 市
令和7年4月

— 目 次 —

1	シンボルマークについて	1
2	シンボルマークの使用について	1
3	シンボルマークの使用期間について	2
4	シンボルマークの更新申請について	2
5	シンボルマーク	2
	■ 黒＋オレンジ	
	■ 青	
	■ 江戸むらさき	
	■ 単色	
	■ 線 画	
	～ シンボルマークのデザインについて ～	
6	使用例	4
	① シンボルマーク単独	
	② シンボルマーク ＋ 文字	
7	使用上の禁止例	5
	(参考) シンボルマーク、市章について	6

1 シンボルマークについて

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来など、地方自治体を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。

この時代の転換期をチャンスととらえ、市民と行政が力を合わせて、住みよい魅力あふれるまちづくりを進めていくため、市民と行政の合言葉となるキャッチフレーズとキャッチフレーズを基にしたシンボルマークを、市民の皆様の参画をいただいて制定しました。

市制施行 100 周年を迎え、更にその先の未来に向け、この市民の皆様の想いの込められたシンボルマークを、本市の魅力発信、そして市民と行政が力を合わせて住みよい魅力あふれるまちづくりを進めていくためのシンボルとして、様々な場面で広く活用してまいります。

2 シンボルマークの使用について

シンボルマークは、どなたでも自由に使用できますが、下記の場合は使用することができませんのでご注意ください。

営利目的で使用する場合は、使用申請書を提出してください。

また、シンボルマークを使用したことで、商品の品質を保証するようなものではございません。

〈使用することができない場合〉

- (1) 川越市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがあるとき。
- (5) 特定の政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) その他その使用が著しく不適当であるとき。

〈営利目的で使用するため申請書の提出が必要な場合〉

- (1) 個人、団体等が、シンボルマークを利用した商品や包装紙等に使用した商品を販売等する場合
- (2) 営利を目的としてホームページ等に掲載する場合

〈営利目的に当たらず、申請書の提出が必要でない場合〉

上記、営利目的に当たらないと考えられるもの

※ 使用に当たっては、「川越市シンボルマーク」の表記を付記してください。



川越市シンボルマーク

※ その他不明な点がある場合はお問い合わせください。

【連絡先】川越市役所政策企画課

¹ Tel049-224-5503（直通）

3 シンボルマークの使用期間について

使用規程第3条に基づくシンボルマークの使用期間については、最長2年度とし、申請日から起算して翌年度末までとします。



4 シンボルマークの更新申請について

使用承認満了日以後も引き続きシンボルマークを使用する場合は、あらかじめ必要な書類を添付して、シンボルマーク使用申請書（更新）（様式第5号）を提出し、満了日までに承認を受けてください。

5 シンボルマーク

次のとおり、2つの形（丸と四角）と複数の色のパターンがありますので、使用する場面に応じて自由にお選びください。

なお、使用に当たっては、「川越市シンボルマーク」の表記を付記してください。

■ 黒＋オレンジ 黒 (K100%)、オレンジ (M50＋Y100%)



- 青 青 (C100+M90+Y10%)、薄青 (C81+M45%)、手の色は白



- 江戸むらさき 紫 (C70+M100%)、薄紫 (C45+M80%)、手の色は白



- 単色 (C100%、M100%、Y100%又はK100%) ※手の色は印刷物の仕様によります



- 線画



～シンボルマークのデザインについて～

シンボルマークのデザインは、人と人の手によって、川越のシンボルともいえる「時の鐘」の姿を作り出しており、キャッチフレーズに込められた市民の「川越のまちへの想い」を表現しています。

時が人を結ぶまち川越（キャッチフレーズ）

いにしえから続く「時」の中で、人と人とのつながりによって生まれ受け継がれてきた歴史、伝統、文化と豊かな自然が織りなすまち川越。

嬉しいとき、悲しいとき、いつでも気持ちを分かち合える誰かがそこにいる、そんなあたたかいまちへの想い。

これからも途切れることなく刻まれる「時」の中で、人と人が出会い、そしてつながり、新たな川越が生まれます。

6 使用例

① シンボルマーク単独

市ホームページにおいて、シンボルマークのデータをダウンロードしてご利用ください。ファイル形式はG I Fです。

また、使用に当たっては、「川越市シンボルマーク」の表記を付記してください。

なお、他のファイル形式（A I、J P E G等）が必要な場合は、お問い合わせください。

② シンボルマーク＋文字（キャッチフレーズ）

シンボルマークに組み込まれた文字（キャッチフレーズ）が判読しにくい場合等には、文字（キャッチフレーズ）を併記できます。

文字の字体、色、大きさ、位置は自由に設定してください。（使用例参照）。

（使用例）



川越市シンボルマーク

時が人を結ぶまち川越



時が人を結ぶまち川越

川越市シンボルマーク

※シンボルマークに文字がないパターンが必要な場合はお問い合わせください（四角形バージョンのみ）

7 使用上の禁止例

シンボルマークは、市ホームページにて、指定のデジタルデータをダウンロードして、正しくお使いください。また、次の禁止事項を順守してください。

■ 変形しない（縦横の比率を変えない）



■ 多色刷り（フルカラー印刷）の場合、指定の色以外を使用しない



■ 背景色に対して識別しにくい色を使用しない



(参考) シンボルマーク、市章について

シンボルマーク



市章



制定年	平成 24 年	明治 45 年
役 割	市民と行政が力を合わせて、住みよい魅力あふれるまちづくりを進めていくためのシンボルとなるものです。 市の魅力発信、イメージアップ等を図る場合にも使用します。	川越市という組織(地方公共団体)を識別するものです。
用 途	市の刊行物やイベントなどで使用するほか、市内の各団体、事業者、市民の皆様にも、さまざまな場面で広くご利用いただけます。	条例等により表示が定められているものや公式行事、表彰状、委嘱状などに使用します。
使用者	川越市、川越市民、市内の各団体・事業者等	川越市
デザイン	人と人の手によって、川越のシンボルともいえる「時の鐘」を表しています。 2つの形(円と四角)と複数の色のパターンがあります。	中央に川越の「川」を置き周囲に片仮名の「コエ」を配し「川越」を象徴しています。

川越市シンボルマーク 使用ガイドライン

(令和7年度版)

(問い合わせ) 川越市 総合政策部 政策企画課

TEL 049-224-5503 (直通)

FAX 049-225-2895

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp>